

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年8月11日～ 令和7年3月31日まで

目標1：従業員全員の所定外労働時間を、平均10%削減する。

### <対策>

- 所定外労働の原因の分析等を行う
- 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 法に基づく諸制度の理解を深める
- 制度に関する案内を作成し社員に配布

目標3：出産・育児休業前後の勤務形態に対する柔軟な対応

### <対策>

- 社員へのヒアリング等を実施
- 勤務時間帯・休業後の復帰時期等、仕事と育児の両立支援のための体制整備

以上